



平成18年(行ウ)第105号不当利得返還請求事件(住民訴訟)



原告 小林洋一 他1名

被告 和泉市長 井坂善行

## 訴えの変更申立書

平成18年8月14日

大阪地方裁判所第7民事部合議2B係 御中

原告 小林 洋一   
原告 小林 昌子 

### 1 請求の趣旨の変更

訴状記載請求の趣旨項目1を次の通り変更する。

- 1 被告和泉市長は、稲田順三前和泉市長に対し、1,593,340円及び平成17年5月21日から支払い済みまで年5分の割合による金員を和泉市に対して支払うよう請求せよ。

### 2 変更の理由

被告答弁書により、4月の要勤務日数が20日から21日となったことに伴い4月分の不当利得額が変更となり、それに伴い請求額を変更するものである。

原告が4月29日の祭日が要勤務日数に含まれることを認識していなかった事による。

以上